

第 65 回国民体育大会 競技会外検査（O O C T）実施要領

1. 目的

財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」）は、国民体育大会（以下、「国体」）において財団法人日本体育協会国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」）と連携し、「日本ドーピング防止規程」に準拠し競技会外検査を実施する。

2. 検査計画

検査計画は、JADA が立案し、実施する。

3. 検査日程

国体における競技会外検査は、原則として、競技者が開催県入りしてから参加予定の競技会終了までの期間において実施する。

4. 検査対象

国体のみ有効となる「検査対象者登録リスト」を定め、登録された競技者を対象とする。

5. 検査対象者登録リストの作成

日本ドーピング防止規程 5 条 5 項に基づき、「検査対象者登録リスト」を定める。ただし、国体競技会外検査では、競技者の選定基準として特に次のことを考慮する。

- (1) 各都道府県体育協会（以下、「各協会」）は、主に平成 22 年 4 月 1 日現在において満 16 歳以上の少年種別の競技者から、候補者として **5 名の競技者** を選出する。
- (2) **国内競技会において、活躍もしくは活躍が期待される競技者** とする。
- (3) 競技者は、原則として **複数の競技種目** から選出する。

6. 検査対象者登録リストの作成手続き

- (1) JADA より、各協会へ競技会外検査実施要領を通知する。
- (2) 各協会は、内容を確認の上、「検査対象者登録リスト候補者」を JADA に提出する。競技者の選出は、各協会の裁量に委ねられるものとする。また、各協会は候補者の提出担当者を JADA に報告するものとする。
【締切：平成 22 年 9 月 3 日（金）午後 3 時】
- (3) JADA は、各協会より提出された候補者に基づき、「検査対象者登録リスト」を定め、各協会へ確定通知を行う。原則として、各協会の意向を尊重するものとする。
【確定通知発信：平成 22 年 9 月 6 日（月）】
- (4) 確定後、各協会は競技者本人にリスト登録の旨を連絡する。
- (5) 登録された競技者について、欠場や変更が生じた場合、各協会は速やかに JADA まで連絡する。
- (6) なお、国体の競技会外検査における競技者の居場所情報提出は、別添の「JADA 国体検査対象者居場所情報提供書式」を競技者本人が記入し、競技者本人が直接 JADA 事務局へ提出するか、あるいは各協会を経由して JADA 事務局へ提出する。

【締切：平成 22 年 9 月 16 日（木）午後 3 時】

※会期前競技に出場する選手が対象となる場合には、当該選手が開催県に入るまでに提出する。

7. ドーピング検査への同意

国体期間中において、競技者は常に「2010 年ドーピング防止のための選手必携書」を携行し、また同必携書の「国民体育大会ドーピング検査同意書」に競技者の署名および捺印がなされているものとする。なお、**競技者が未成年者の場合、親権者（保護者）は同必携書の内容を確認の上、同意書へ署名および捺印**をすること。

※ なお、必携書の不携帯、または同意書の不備があっても検査は実施される。

第 65 回国民体育大会 競技会外検査（O O C T）実施要領

8. 検査対象者登録リスト候補者の提出方法

各協会は、JADA 事務局まで、Fax または E-mail にて提出する。

<提出先>

JADA 事務局担当：染谷俊一 Fax: 03-3907-3713, E-mail: kokutai@anti-doping.or.jp

9. 国体検査対象者居場所情報の提出方法

競技者本人が直接 JADA 事務局へ提出するか、あるいは各協会を經由して JADA 事務局へ提出する。

<提出先>

JADA 事務局担当：染谷俊一 Fax: 03-3907-3713, E-mail: kokutai@anti-doping.or.jp

10. 居場所情報の変更について

一度、JADA へ提出された居場所情報に変更される場合には、競技者本人が JADA 事務局へ Fax あるいは E-mail にて直接連絡する（書式自由）。

<連絡先>

JADA 事務局担当：染谷俊一 Fax: 03-3907-3713, E-mail: kokutai@anti-doping.or.jp

11. 検査の実施について

検査実施場所は、主に練習場所とする。

12. 検査対象者の選定

- (1) 検査対象者は、原則として「検査対象者登録リスト」から選定される。
- (2) 検査対象者は、JADA が選定する。

13. 通告

国体の競技会外検査は、原則として事前通告無しで実施される。

14. 検査手順

- (1) 検査員は、事前通告を行わずに、競技者に直接ドーピング検査実施の通告をする。
- (2) 検査対象者を特定するため、検査員は対象者に顔写真が貼付された「ドーピング防止のための選手必携書」、「中央競技団体発行の競技者証」、「生徒（学生）証」、「運転免許証」、「社員証」、「パスポート」などの証明書の提示を求める。
- (3) 以上の通告を経た後の手順は、日本ドーピング防止規程及び関連規程に定める競技会検査と同様である。
- (4) 未成年者の競技者が検査対象となった場合、原則として成人の同伴者を伴って検査を受けなければならない。